

鹿屋市農業委員憲章

(平成 25 年 1 月 1 日制定)

鹿屋市農業委員は

- 1 農業・農村・農業者の代表者として
誇りと責任ある行動に努め
市民の期待と信頼に応えます。
- 1 農用地の確保と有効利用を進め
法令に基づく適正な農地行政に努めます。
- 1 意欲ある担い手を育成確保し
魅力ある農業構造を実現するため
農用地の利用集積と集団化に努めます。
- 1 農業経営と暮らしの発展のため
情報の収集・提供活動に努めます。
- 1 地域農業の持続的発展のため
関係機関、団体と連携し
地域農業の振興に努めます。